

建設工事に係る業務（建設工事業者が履行する業務等）委託契約に係る最低制限
価格の算定基準

制定 令和6年3月27日公告第299号

（趣旨）

第1条 この基準は、競争入札により建設工事業者が履行する業務及び花苗業務（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものを除く。）の委託契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設定する場合の基準を定めるものとする。

（最低制限価格）

第2条 最低制限価格は、次項の規定により算出した最低制限基準額を基礎として、当該額を下回らないように市長が定めるものとする。

2 最低制限基準額は、予定価格に4分の3を乗じて得た額とする。

3 前項の規定により算出した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行し、一般競争入札にあつては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあつては同日以降に指名をするものについて適用する。